

新しい働き方の推進に関する 「体験スタンプラリー」の実施

作成年月日	令和5年7月31日
作成部局	総務部職員局人事課 財務部県政改革課

- 兵庫県では、組織パフォーマンスを最大化し、県民本位で質の高い行政サービスを実現するため「新しい働き方推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。
- 職員の新しい働き方に対する意識を「やったことがない」から「まずはやってみる」に変えるため、若手職員から提言を受けた「体験スタンプラリー」を今回導入し、新しい働き方への取組を促進します。

【体験スタンプラリーの実施概要】

実施期間	令和5年8月～12月（集中取組月間8月～10月）
実施方法	Webフォームを活用したデジタルスタンプラリー
実施項目	<ul style="list-style-type: none">・在宅勤務・Microsoft Teamsの活用・電子決裁・ICTの活用 等

